

食料・農業・農村政策審議会関係資料

① 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）抄 一

② 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号） 四

③ 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十三年三月二十一日食料・農業・農村政策審議会決定） 十二

○ 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号） 抄

第四章 食料・農業・農村政策審議会

（設置）

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加

工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、

資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
総合食料分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
消費・安全分科	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の消費の改善及

会	び安全性の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
生産分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理す

	ること。
経営分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業経営の育成及び関係団体の再編整備に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。 三 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定により審議会の権限に属された事項を処理すること。
農村振興分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農村の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。）をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名す

る者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。ただし、総合食料分科会に係るものについては農林水産省総合食料局食料企画課において、消費・安全分科会に係るものについては農林水産省消費・安全局消費・安全政策課において、生産分科会に係るものについては農林水産省生産局総務課において、経営分科会に係るものについては農林水産省経営局経営政策課において、農村振興分科会に係るものについては農林水産省農村振興局企画部農村政策課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)

○ 食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成十三年三月二十一日
食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(分科会及び部会)

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第九条 分科会（総合食料分科会、生産分科会、消費・安全分科会、経営分科会及び農村振興分科会）の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当該分科会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通

知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

（小委員会）

第十条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

（委任規定）

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（略）

○ 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

企画部会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料・農業・農村基本計画の策定及び変更並びに推進に関するものを調査審議すること。
施策部会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書の作成に関するものを調査審議すること。
統計部会	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の作成及びこれに必要な資料の収集その他の調査に関する重要事項を調査審議すること。

第二条 統計部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、同部会の議決に関し他の分科会又は部会との調整を要するとき又は同部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、同部会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を同部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長又は部会長の意見を聴かなければならない。